

みやま市総合市民センターのあり方に関する提言書

平成 28 年 3 月

みやま市総合市民センターあり方検討委員会

目 次

はじめに	1
I 総合市民センターのあり方に関する提言	2
1 瀬高公民館及び市内関連施設の現状	2
2 近隣自治体の施設の現状	2
3 施設整備に対する提言	3
(1) 改修工事による施設整備の検討	3
(2) 建替えによる施設整備の検討	3
(3) 目指すべき施設整備の方向性	4
(4) 施設整備に係る財政面の課題について	4
II 資料	5
みやま市総合市民センターあり方検討委員会名簿	6
みやま市総合市民センターあり方検討委員会開催概要	7
みやま市総合市民センターあり方検討委員会設置要綱	8

はじめに

平成27年10月に策定された「みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「市民が多様な文化に触れたり、文化・芸術団体の活動を促進したりする拠点整備を行います。」と具体的な市の施策として明記されています。

総合的な市民センターのあり方を検討するにあたっては、単に老朽化した施設をどうするかだけではなく、市民の文化に触れる機会を創出し健やかに暮らすことができるような環境整備を行うという位置付けが必要で、みやま市にふさわしい総合市民センターとはどうあるべきかということも踏まえて本委員会では議論を進めてきました。

そのために、市内関連施設や隣接する保健福祉施設、また、近隣自治体の施設整備の例についても調査し、市民福祉や文化の向上、さらには費用対効果やまちづくりの考え方、市民の安全安心の確保や利便性の向上など多角的な観点から検討を行いました。委員の皆さまの活発な議論のもと、この度ここに検討結果を提言書として取りまとめました。

今後の施設整備にあたりましては、本提言書の内容を十分に反映していただき、市民の豊かな暮らしに寄与することができる計画となりますことを期待いたします。

平成28年3月

みやま市総合市民センターあり方検討委員会
委員長 木庭 誠

I 総合市民センターのあり方に関する提言

1 瀬高公民館及び市内関連施設の現状

現在の瀬高公民館は昭和52年3月建築で、418席の固定式客席を有する大ホールや各種研修室があり、年間約60,000人の方が利用されています。しかし、建築後約40年を経過しており、平成26年度に実施された耐震診断の結果、現行の耐震基準を満たしておらず補強工事が必要とされています。さらに老朽化も激しく、市民福祉や文化の向上を推進する観点からも現状のままでの利用は困難であると言えます。

市内には関連施設として、山川市民センターとまいピア高田があります。山川市民センターは平成16年3月建設で、309席の可動式客席を有する市民ホールをはじめ、会議室、研修室、和室等を備えており、文化活動や公民館活動など年間約45,000人の方に利用されています。まいピア高田は平成18年3月建設で、多目的ホールには450席の可動式客席及び可動式の能舞台を有し、年間約64,000人の方に利用されています。

3施設とも、客席を有するホールの収容人数は300～450席であり、同じような規模の建物が存在している状況です。

さらに、瀬高公民館の北側に隣接する老人福祉センター（かたらい館）についても昭和53年建築で老朽化が進んでいるため、早急な整備が必要な状況です。

2 近隣自治体の施設整備の現状

総合市民センターの検討にあたり、近隣自治体における施設整備の状況を調査しました。文化施設型としてサザンクス筑後と八女市民会館（おりなす八女）、複合的施設として朝倉市総合市民センター（ピーポート甘木）、さらには建設が予定されている柳川市文化会館（仮称）があります。

施設の概要は次の表のとおりです。

	サザンクス筑後	八女市民会館	朝倉市総合市民センター	柳川市民文化会館（仮称）
建物延床面積	6,264 m ²	6,693 m ²	12,273 m ²	5,500 m ²
ホールの席数	大ホール（1311） 小ホール（504）	大ホール（796） 小ホール（252）	大ホール（1080） 中ホール（478）	大ホール（800）
事業費	30 億円	19 億円	57 億円	40 億円
年間管理費	9,600 万円	5,800 万円	9,900 万円	—
年間利用者	90,887 人	210,447 人	135,524 人	

※各施設の数字については事務局調査によるもの

※年間管理費及び年間利用者は平成26年度の実績

※柳川市民文化会館（仮称）は基本計画による予定及び想定の数値

3 施設整備に対する提言

(1) 改修工事による施設整備の検討

瀬高公民館は現行の耐震基準を満たしていないため、現状のまま利用し続けることはできません。たとえ最低限の改修により引き続き利用するとしても恒久的な安全性の確保とはなり得ず、近い将来には今回と同じような検討が必要になると思われまますので、有効な方策とは言えません。

(2) 建替えによる施設整備の検討

近隣自治体の例を見ると、建替え（新築）の場合は最低でも約20億円の建設費や年間5千万円以上の維持管理費が生じており、改修の場合と比較すると財政的負担は大きいと言わざるを得ません。

しかし、将来に亘る安全性の確保や利便性の向上、市民福祉や文化の向上を推進する観点からすると建替えによる整備がより効果的です。

また、そのことで新たな事業や取組みが可能となり文化活動の更なる充実・発展も期待できます。さらに、「文化・芸術活動を促進する拠点整備を行う」という市の方針から鑑みても、本委員会としては建替えによる整備が望ましいと考えます。

(3) 目指すべき施設整備の方向性

私たちを取り巻く状況は日々変化しています。全国的な人口減少時代の到来、それに伴う地域経済の縮小など、地方だけではなく都市部にもその波は押し寄せようとしています。

一方で依然として東京一極集中の流れは続いています。文化芸術面でも例外ではなく、多くの文化芸術の活動拠点は大都市に集中する傾向にあります。ライフスタイルの多様化により文化芸術活動にも多くの方の関心が高まる中においても、地方では文化芸術に触れる機会に恵まれない状況にあります。平成13年に制定された「文化芸術振興基本法」では、地方自治体において、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かな生活や活力ある社会の実現に寄与することが求められています。このような背景を踏まえて総合市民センターの整備計画を検討することが必要です。

施設の機能及び規模については、今後の市の文化芸術活動の拠点となる施設整備という観点から、優れた文化芸術や音楽が鑑賞できる規模のホールを有するものとします。その他、市美術展や各種作品展など市民の成果を披露する場としてのギャラリーホールに加え、日常的に踊りや体操などの多種用途に利用できる多目的ホール(室)、健康づくりのためのフィットネスルームなど、山川市民センターやまいピア高田の既存ホールと重複しない内容とし、機能の分担や連携を考慮することが求められます。また、総合市民センターの整備にあたっては、福祉施設の機能や人が集える機能など、隣接する老人福祉センターの老朽化を踏まえたものとする必要があります。

これからのみやま市の核となる総合市民センターの整備により、市民福祉や文化の向上が図られ、豊かな市民生活につながることを切に望みます。

(4) 施設整備に係る財政面の課題について

総合市民センターの整備にあたっては、しっかりとした財政計画のもと、将来に過大な負担をかけることのないよう取り組まれますよう要望いたします。

みやま市総合市民センターあり方に関する提言書

資 料

みやま市総合市民センターあり方検討委員会委員名簿

番号	氏名	所属	摘要
1	古賀 義教	市議会議員	
2	前原 武美	市議会議員	
3	坂口 孝文	市議会議員	
4	芳野 征稔	区長会	
5	末吉 又實	区長会	
6	樺島 正文	区長会	
7	内山田 建夫	民生委員児童委員協議会	
8	近藤 順一	南筑後農業協同組合	
9	大田黒 誠之	商工会	
10	樺島 靖子	教育委員	
11	中原 正勝	公民館	
12	江崎 智行	公民館	
13	鳥井 満之	公民館	
14	松尾 逸央	文化協会	副委員長
15	小野 茂樹	体育協会	
16	木庭 誠	有識者	委員長
17	角 ミツエ	有識者	
18	原田 訓介	有識者	
19	田中 武道	公募	
20	岩屋 湊	公募	

みやま市総合市民センターあり方検討委員会開催概要

	開催日	内 容
第1回	平成27年12月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・委員会設置要綱について ・委員長、副委員長の選任 ・委員会スケジュール（案）について ・瀬高公民館及び市内関連施設の概要報告
第2回	平成28年1月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・市内関連施設及び福祉施設の概要について ・近隣類似施設の概要について ・総合市民センターのあるべき方向性の検討
第3回	平成28年1月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・提言書のイメージについて ・施設改修及び新築の試算について ・財政推計等について ・総合市民センターのあり方について
第4回	平成28年2月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・提言書（たたき台）の検討
第5回	平成28年2月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・提言書の取りまとめ

○みやま市総合市民センターあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 みやま市における総合的な市民センターのあり方について調査検討するため、みやま市総合市民センターあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合的な市民センターのあり方に関すること。
- (2) その他市民センターのあり方に関し委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共団体等の代表者
- (2) 公募による市民
- (3) その他市長が必要と認める者

2 前項の規定による公募の手続きは、みやま市審議会等の委員の公募に関する要綱（平成25年告示第103号）の規定によるものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める所掌事務が終了するときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。